

検討事項（条例の方向性）

1 条例の名称

（仮称）東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）

2 制定趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年4月1日施行）により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「新法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

3 実施機関の範囲

実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び農業委員会とする。市議会は、新法第2条第11項第2号により実施機関に含めることができないため、別途議会側で対応することになる。

4 検討事項

（1）条例要配慮個人情報

① 根拠

新法第60条第5項

② 検討のポイント

「要配慮個人情報」については、国において、新法第2条第3項、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「新施行令」という。）第2条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。）第5条に定められており、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして定められている。

また、地方公共団体では、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」があれば、これを条例で定めることにより条例要配慮個人情報とすることができる。なお、本記述を規定する場合には、個人情報保護委員会に事前相談する必要がある【ガイドライン4-2-6】。

本市では、現在のところ、要配慮個人情報を超えて本市の地域特性に鑑みて特に配慮すべき個人情報は、保有していない。また、現時点の情報ではあるが、多摩26市ではほとんど本条項を設けない方向である。

③ 方向性（案）

本市では、国の定める要配慮個人情報を超えた地域特性等に鑑み特別に配慮すべき個人情報が想定されないため、条例要配慮個人情報に係る条項は、設けないこととする。

（2）個人情報取扱事務届出

① 根拠

新法第75条第5項

② 検討のポイント

新法第75条では、個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務付けている。個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル単位で作成するものである。

一方、東久留米市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）第5条により、これまで個人情報取扱事務届出書を作成しており、個人情報を取り扱う事務（事業）単位で作成している【東久留米市個人情報保護条例施行規則第3条】。

新法第75条第5項では、個人情報取扱事務届出書の作成は、任意規定とされているところであるが、市民にとっては、事務（事業）単位で作成されていることが理解しやすい。

③ 方向性（案）

本市としては、新法第75条により新たに義務化された個人情報ファイル簿を作成するとともに、引き続き個人情報取扱事務届出書を作成するものとする。

(3) 情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定

① 根拠

新法第78条第2項により読み替えて適用される第78条第1項

<新法第78条第1項読替表>

読替後	読替前
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（<u>情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。</u>）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて<u>情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの</u>（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一～七 〔略〕</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一～七 〔略〕</p>

② 検討のポイント

新法第78条第1項各号は、保有個人情報に係る開示請求があった場合における不開示情報を列挙したものであるが、これらの不開示情報は、情報公開条例で開示請求があった場合における不開示情報と整合性が図られる要請がある【新法第78条第2項】【Q&A（行政機関等編） Q5-4-1】。新法に定める不開示情報と東久留米市情報公開条例（以下「現行情報公開条例」という。）は、多少の表現の違いはあれどもほぼ同一内容ということが出来るが、若干の違いが見受けられる【資料4】ため、新法移行に伴い、検討する必要がある。

ア 他条項引用方式

新法第78条第2項では、条例で定めることによって、情報公開条例の不開示情報との調整を図ることができるようになっている。同項は、地方公共団体の機関等が新法第78条第1項を適用する場合の読替規定となっており、同項各号の不開示情報について、情報公開条例により開示することとしている情報については開示情報に変更できるとともに、情報公開条例により不開示にすることとしている情報については新たに不開示情報として加えることができる（一定の条件あり。）。この場合において、新条例で現行情報公開条例の不開示情報を引用するといった対応が考えられる。

イ 情報公開条例改正方式

一方、新条例に規定する方法とせず、情報公開条例の不開示情報を改正して新法の不開示情報との整合性を図る方式がある。具体的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以

下「情報公開法」という。) 第5条の不開示情報の規定に合わせる改正を行う。

他条項引用方式は、現行情報公開条例の条項を新条例に引用することになり、不開示情報に係る要件の網羅的一元性を欠くことになり条文解釈が煩雑になる側面がある。また、新法が要請する情報公開制度と個人情報保護制度に係る不開示情報との整合性という点に鑑みれば、新条例に規定する方法とせずに現行情報公開条例の不開示情報を改正して新法の不開示情報との整合性を図ることとした方が解釈するに当たって明快である(具体的には、情報公開法第5条の不開示情報の規定に合わせる改正を情報公開条例にて行う)。情報公開条例改正方式のメリットとして、これまで国で蓄積されてきた不開示情報の判例等の法規範解釈を、新条例において活用することができる付随的効果も期待できる。

③ 方向性(案)

本市としては、情報公開条例改正方式をその方向性とする。

(4) 開示請求に係る手数料

① 根拠

新法第89条第2項

② 検討のポイント

新法第89条第2項では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者から「実費の範囲内において条例で定める額の手数料」を徴収することとされている。従って、開示請求に係る手数料を徴する場合にあっては、条例で定めることが必要となる。なお、手数料の額を無料とすることも可能とされている【ガイドライン(行政機関等編)7-1-13】。

本市では、現行情報公開条例において東久留米市内在住者の開示請求手数料は無料、個人情報保護条例でも無料で運用してきている(現行情報公開条例の場合、市外居住者は、150円)。

また、写しの実費費用は、白黒10円、カラー100円であり、送付費用は実費分の切手をいただいている(写しの実費費用は、市長が特別の理由があると認めるときは、減免できるものとされている)。

③ 方向性(案)

本市では、これまでの運用に則るものとし、開示手数料は無料、写しの交付に要する費用は実費負担、送付に要する費用は実費負担とするものとする。

(5) 開示、訂正及び利用停止請求の手續

① 根拠

新法第83条第1項及び第2項並びに第84条

新法第94条1項及び第2項並びに第95条

新法第102条第1項及び第2項並びに第103条

② 検討のポイント

新法第108条では、開示、訂正及び利用停止請求の手續及び審査請求の手續に関し、新法で定めるこれらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとしている。

想定する内容について、ガイドライン(行政機関等編)7-6では例示として、

- ・開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの
- ・開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの

の2点を挙げ、請求書等の記載事項は規則で詳細を定めることを、請求等の処理期限は読替規定を設けることを示している。

一方、現行条例との関係は、下表のとおりである（法定日数と現行条例の日数との関係）。

【表】新法と現行条例における開示決定等に係る期限（日数）の比較

手続名	根拠規定	決定等期限の条件	法定の日数	現行条例の日数
開示決定等	新法 83 条 1 項	開示決定等の期限	開示請求があった日から <u>30 日以内</u>	開示請求があった日から <u>14 日以内</u> 【採用】
	新法 83 条 2 項	事務処理上の困難その他正当な理由があるときの期限	前項に規定する期間を <u>30 日以内</u> に限り延長可【採用】	開示請求があった日から <u>60 日</u> を限度としてその期間を延長可
	新法 84 条	著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合	相当の部分につき <u>60 日以内</u> に開示決定等をし、残りについては相当の期間内【採用】 ※ただし、採用に当たっては、現行条例の日数が 14 日以内であることに鑑み、新法 84 条の適用は、 <u>44 日以内</u> とすることが適当である。	
訂正決定等	新法 94 条 1 項	訂正決定等の期限	訂正請求があった日から <u>30 日以内</u> 【採用】	訂正請求があった日から <u>30 日以内</u>
	新法 94 条 2 項	事務処理上の困難その他正当な理由があるときの期限	前項に規定する期間を <u>30 日以内</u> に限り延長可【採用】	訂正請求があった日から <u>60 日</u> を限度としてその期間を延長可
	新法 95 条	訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき	前条の規定にかかわらず、相当の期間内【採用】	
利用停止決定等	新法 102 条 1 項	利用停止決定等の期限	利用停止請求があった日から <u>30 日以内</u> 【採用】	利用停止請求があった日から <u>30 日以内</u>
	新法 102 条 2 項	事務処理上の困難その他正当な理由があるときの期限	前項に規定する期間を <u>30 日以内</u> に限り延長可【採用】	訂正請求があった日から <u>60 日</u> を限度としてその期間を延長可
	新法 103 条	利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき	前条の規定にかかわらず、相当の期間内【採用】	

開示、訂正及び利用停止等の請求等の処理期限については、上記表のとおり、新法と現行条例とを比較し、新法がより短い処理期限を定めているものは新法の定めによることとし、現行条例の処理期限がより短いものについては、条例上特例措置を設け、新法より短い処理期限を設けることが、これまでの運用に沿うことができ、かつ、市民サービスに資するものとする。

③ 方向性（案）

本市としては、請求書等への記載事項等の細則については規則で定めるとともに、開示、訂正及び利用停止の請求の処理期限の特例については、（２）表の【採用】とおりにすることにより、法の定める処理期限を一部短縮する特例を設けるものとする。

（６）行政機関等匿名加工情報

① 根拠

新法第 109 条、第 110 条、第 111 条

② 検討のポイント

行政機関等が行政機関等匿名加工情報を作成することは、行政機関等の任意とされ【新法第109条】、また、新法附則第7条により、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について、経過措置が置かれている。

③ 方向性（案）

本市としては、経過措置期間中に行政機関等匿名加工情報の加工方法等を調査、検討することとし、現段階では行政機関等匿名加工情報の利用に関する規定は定めないこととする。

(7) (仮称) 東久留米市個人情報保護審査会

① 根拠

新法第105条及び第129条

② 検討のポイント

本件は、主として新法に基づく審査請求に係る諮問機関を条例上設置するとともにその機能を定めるものである。

(仮称) 東久留米市個人情報保護審査会（以下「本審査会」という。）に求められる機能は、新法第105条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定による行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関、いわゆる開示決定等に係る審査請求について諮問するための機関（以下「第105条機関」という。）としての機能と新法第129条に基づき新法第3章第3節（地方公共団体の施策）の施策を講ずる場合その他の場合において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに諮問するための機関（以下「第129条機関」という。）としての機能が示されている。

この点について、本市においては、現行条例上、第105条機関に相当する機能及び第129条機関に相当する機能をこれまでも定めてきている【現行条例第33条第1項及び第2項】。

③ 方向性（案）

本市として、新法に基づく(仮称) 東久留米市個人情報保護審査会を置く。

本市としては、これまでと同様、(仮称) 東久留米市個人情報保護審査会に第105条機関に相当する機能とあわせ、第129条機関に相当する機能を定めるものとする。

(8) その他

① 運用状況の公表

② 現行情報公開条例については、新条例改正に合わせて、所要の改正を予定
例) 開示決定に先立つ意見書提出機会の付与等